

随意契約の結果

【令和4年7月分】役務・物品購入

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量等	契約担当役の氏名及びその所属する支社等の所在地	契約を締結した日	契約相手方の氏名及び住所	契約相手方の法人番号	予定価格	契約金額	落札率	随意契約によることとした理由	再就職 役員数	公益法人の場合			備 考
										公益法人の区分	国所管、都道府県 所管の区分	応札・応募者数	
UR津田沼営業センター建物賃貸借契約	契約担当役 東日本賃貸住宅本部長 倉上 卓也 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和4年7月22日	(株) 柳原 千葉県船橋市前原西2-1 4-5	8040001017379	42,413,712円	42,413,712円	100.0%	当該契約は、UR賃貸住宅募集等業務を実施するために使用する事務所の賃貸借契約である。立地、規模、賃料等の条件から、当該物件が最適であると判断し、当該物件に関する賃貸借契約を締結したものであるが、当該業務は現在も継続中であり、引き続き当該物件を「UR津田沼営業センター」とすることが業務遂行上必要であることから、会計規定第51条第3項第1号の規定に基づき、随意契約を行ったものである。	-				
社宅向けUR賃貸住宅に係る入居促進優先団地訴求テレマーケティング業務	分任契約担当役 東日本賃貸住宅本部 総務部長 吉田 徳造 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和4年7月27日	(株) 電通 東京都港区東新橋1-8- 1	4010401048922	3,258,090円	3,089,790円	94.8%	本業務は、当機構のUR賃貸住宅をPRし入居促進を図る業務である。当該業務には賃貸住宅の効果的なPRに関する企画力が求められるので、専門の知識と能力を有する広告代理店に発注することとした。本社において企画提案競技方式により業者の選定をし、総合的に最も優れた企画提案を行った同社と会計規程第51条第3項第1号に基づき随意契約を行った。	-				
【URコミュニティ】東京東住宅管理センター及び錦糸町営業センター事務所賃借料	業務受託者 (株)URコミュニティ 東京東住まいセンター長 林 隆太郎 東京都墨田区江東橋4-2 6-5	令和4年7月12日	東京トラフィック開発 (株) 東京都墨田区江東橋4-2 6-5	5010601013758	74,071,104円	74,071,104円	100.0%	当該契約は、賃貸住宅管理業務を実施するために使用する事務所の賃貸借契約である。立地、規模、賃料等の条件から、当該物件が最適であると判断し、当該物件に関する賃貸借契約を締結したものであるが、当該業務は、現在も履行中であり、引き続き当該物件を事務所とすることが業務遂行上も必要であることから、会計規程第51条第3項第1号の規定に基づき随意契約を行うものである。	-				
【URコミュニティ】城北：センター賃料令和4年度	業務受託者 (株)URコミュニティ 城北住まいセンター長 吉野 学 東京都台東区東上野5-2-5	令和4年7月26日	(株) 下谷ビルディング 東京都台東区東上野5-2 -5	5010501036859	61,872,360円	61,872,360円	100.0%	当該契約は、賃貸住宅管理業務を実施するために使用する事務所の賃貸借契約である。立地、規模、賃料等の条件から、当該物件が最適であると判断し、当該物件に関する賃貸借契約を締結したものであるが、当該業務は、現在も履行中であり、引き続き当該物件を事務所とすることが業務遂行上も必要であること、会計規程第51条第3項第1号の規定に基づき随意契約を行ったものである。	-				